

13 消費税のしくみと納付

(1) 消費税とは

消費税は、商品を買ったりサービスの提供を受けた消費者が最終的に消費税を負担するものの、実際に納税するのは、商品売ったりサービスの提供をした事業者（法人）という税金を納付する者と税金を負担する者が異なる「間接税」であり、また「法人」が自主申告によって納税する方法が採られています。

税率は、消費税が4%、地方消費税の税率はその25%なので消費税率に換算すると1%になり、合わせて5%となります。

(2) 納税事業者

基準期間における課税売上高が1,000万円以下の場合、事業者は、納税義務を免除されます。法人の場合、基準期間は前々事業年度のことをいいます。新設法人は、基準期間の課税売上高がないので、納税義務はありません。ただし、資本または出資の金額が1,000万円以上の新設法人については免除の規定がなく、納税義務があります。

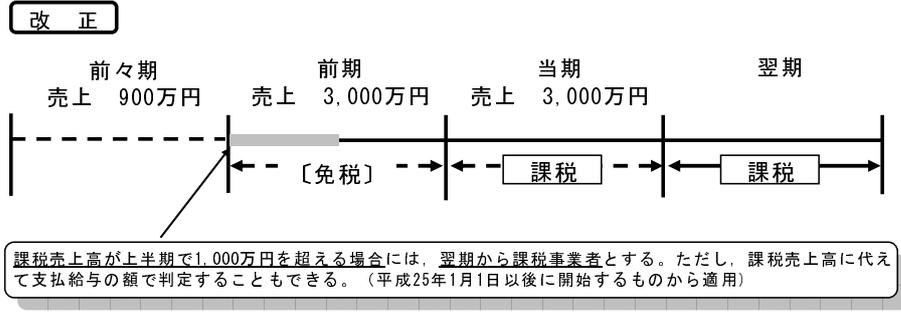
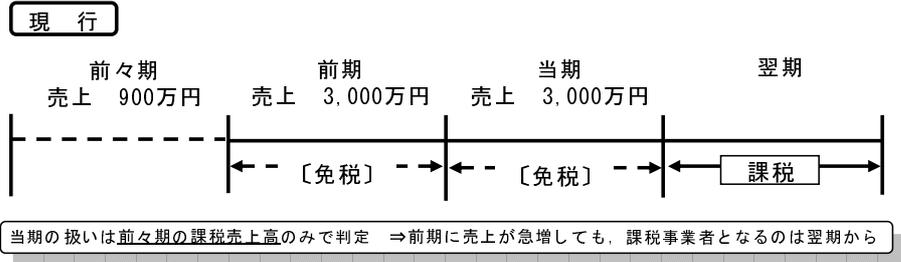
免税事業者であっても、多額の設備投資を行った場合や従事分量配当制を採用する農事組合法人は、消費税の還付申告をしたほうが有利な場合があります。この場合には、所轄の税務署に「課税事業者選択届出書」を提出して課税事業者になることができます。ただし、課税事業者を選択した場合、2年間は取りやめることができないので注意が必要です。

※平成23年度税制改正により、免税事業者の要件が見直されました（消費税法第9条の2）。

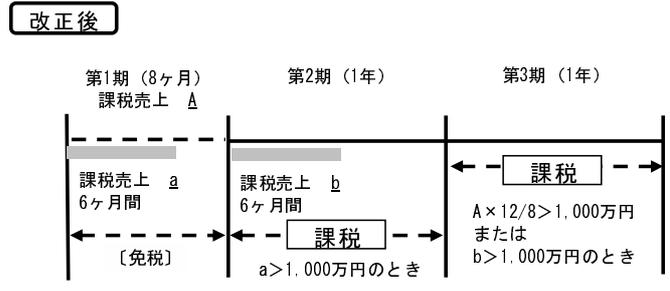
法人のその事業年度に係る特定期間における課税売上高が1,000万円を超えるときは、事業者免税点制度が適用されないことになりました。

特定期間とは、①その事業年度の前事業年度がある場合は、前事業年度開始の日から6ヶ月間、②その事業年度の前事業年度が短期事業年度（7ヶ月超から8ヶ月未満）の場合は、前々事業年度開始の日から6ヶ月間、をいいます。

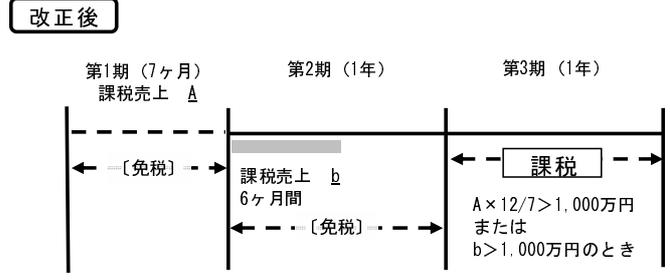
今回の改正は、平成25年1月1日以後に開始する事業年度について適用されます。



○新設法人(資本金が1,000万円未満)で第1期が8ヶ月以上の場合



○新設法人(資本金が1,000万円未満)で第1期が8ヶ月未満の場合



図VI-3 消費税の免税事業者の要件の見直し
(大蔵財務協会「平成23年度税制改正早わかり」より)

(3) 非課税取引

消費税の性格上あるいは社会政策上、課税がなじまない次のようなものがあります。

- 土地の譲渡、貸付等（駐車場等の用途に使用しているものを除く）
- 有価証券、支払手段の譲渡（ゴルフ会員権に係るものを除く）
- 貸付金等の利子、保証料、保険料等
- 郵便切手、印紙、商品券、プリペイドカード等の譲渡

- 住民票，戸籍抄本等の行政手数料
- 国際郵便為替，外国為替
- 社会保険医療，社会福祉事業等
- 特定の学校の授業料，入学金等
- 助産に係る資産の譲渡等
- 特定の身体障害者用物品の譲渡，貸付
- 教科用図書譲渡
- 住宅の貸付（一時的に使用させる場合を除く） など

【農業の収入のうち課税売上とならないもの】

- 国から支給される各種補助金等のうち補助金適正化法の適用を受けている農業者戸別所得補償交付金など特定の政策目的のための一方的給付金
（例：畑作物の所得補償交付金，水田活用の所得補償金）
- 野菜や果樹の経営安定基金，価格安定基金などから支払われる価格差補給金
（例：収入減少影響緩和対策（収入減少補てん））
- 農業共済組合から支払われる共済金や農協・保険会社から支払われる生命保険金 など

【農業の費用のうち課税仕入とならないもの】

- 支払小作料
- 価格安定基金や共済の掛け金
- 雇人の賃金 など

(4) 農事組合法人の従事分量配当に関する消費税の取扱い

従事分量配当は，①定款に基づいて行われるものであること，②従事した作業，時間等に基づいて行われるものであり，役務の提供の対価としての性格を有することから，「課税仕入れ」に該当するとの見解が国税庁から示されています。

(5) 納税すべき消費税額

納税すべき税額 = 消費税額 + 地方消費税額

- 消費税額 = (課税売上高 × 4%) - (課税仕入高 × 4%)
- 地方消費税額 = 消費税額 × 25% = 1%

(6) 簡易課税制度

中小事業者の消費税に関する事務負担を軽減するために設けられた制度で，課税期間における課税標準額に対する消費税を基準として，控除する課税仕入等の税額を計算する方法をいいます。

具体的には，基準期間の課税売上高が5,000万円以下で，「消費税簡易課税制度選択届出書」をあらかじめ所轄の税務署に提出した事業者が，次の式で納税すべき消費税額を計算します。

納税すべき消費税額 = (課税売上高 × 5%) × (1 - みなし仕入率)

事業区分	該当する事業	みなし仕入率
第1種事業	卸売業（他の者から購入した商品はその性質及び形状を変更しないで他の業者に対して販売する事業）	90%
第2種事業	小売業（他の者から購入した商品はその性質及び形状を変更しないで他の業者に対して販売する事業）	80%
第3種事業	農業，林業，漁業，鉱業，建設業，製造業（製造小売業を含む），電気業，ガス業，熱供給業及び水道業	70%
第4種事業	第1種，第2種，第3種事業及び第5種事業以外の事業（飲食店，金融・保険業等が該当）	60%
第5種事業	不動産業，運輸・通信業，サービス業（飲食店業を除く）	50%

(7) 申告と納付

① 確定申告

課税事業者は、事業年度末の翌日から2ヶ月以内に所轄の税務署に消費税及び地方消費税の確定申告書を提出するとともに、その申告税額を納付しなければなりません。

② 中間申告

法人の場合、前事業年度の消費税（国税：4%）の年税額が48万円を超える場合には、中間申告書を提出し、その申告税額を納付しなければなりません。

中間申告は、直前の課税期間の実績に基づいて申告する方法のほか、「中間申告対象期間」を一課税期間とみなして仮決算を行い納付する方法があります。

なお、仮決算を行う場合にも、簡易課税制度が適用されます。

直前課税期間の消費税額 （国税：4%）	年間申告納付回数		直前の課税期間の実績に基づいて申告する場合の中間申告税額
4,800万円超	12回	（確定：1回，中間：11回）	直前課税期間の確定消費税額の12分の1
400万円超 4,800万円以下	4回	（確定：1回，中間：3回）	直前課税期間の確定消費税額の12分の3
48万円超 400万円以下	2回	（確定：1回，中間：1回）	直前課税期間の確定消費税額の12分の6
48万円以下	1回	（確定：1回のみ）	中間申告不要

(8) 消費者に対する価格表示

消費者に対し、課税事業者が値札などで商品・サービスの価格を表示する場合、平成16年4月1日から消費税額を含めた支払総額を表示しなければなりません。

ただし、事業者間の取引については、総額表示義務の対象ではありません。

【問い合わせ先】 税理士・税務署